

平成27年度 第1回 直江津区地域協議会
次 第

日時：平成27年4月16日（木）午後6時～
会場：レインボーセンター 2階 第二会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

【協議事項】

平成27年度地域活動支援事業について

4 その他

第2回地域協議会の開催について

4月22日（水）午後6時00分～ レインボーセンター 2階 第二会議室

| 項目 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|---------|---|--|
| 採 択 方 針 | 右欄上段のとおり | 平成 26 年度と同様 |
| 募 集 期 間 | ・4/1(火)から 5/9(金)まで | ・4/1(水)から 4/30(木)まで |
| 周 知 方 法 | ■全市的な取り組み ・4/1 広報上越、市 HP への掲載 ・報道機関への情報提供 など | ■全市的な取り組み ・平成 26 年度と同様 |
| | ■直江津区での取り組み ・3/1 たよりを全戸配布(事前相談受付) ・3/19(水)説明会開催(センター主催) ・4/1 募集要項を全戸配布 | ■直江津区での取り組み ・3/1 たよりを全戸配布(事前相談受付) ・3/21(土)説明会開催(センター主催) ・4/1 募集要項を全戸配布 |
| 補 助 率 等 | ・事業費の上限・下限：なし ・補助率：10/10 以内 ・採択額が配分額を超えた場合は、配分額内になるよう一律に圧縮。 | 平成 26 年度と同様 |
| 審 査 方 法 | ・全体協議を実施。 ・提案内容に疑義のある部分については、質問票にて提案者に回答を求め、審査に反映。 ・採択方針・審査基準に基づき、既定の採点票にて個別採点を実施。 | 平成 26 年度と同様 |
| 傾 斜 配 点 | ・重要項目について傾斜配点を実施。 50点満点(基準点 5 点) (×3)公益性15点、 (×2)必要性10点、実現性10点、 参加性10点 (×1)発展性5点 | 平成 26 年度と同様 |
| 採 択 | ・個別採点の採択基準は 30 点以上とし、会長も含め委員の過半数が 30 点以上としたものを採択とする。 ・なお、同数となった場合は全体協議にて採択を決定。 | 平成 26 年度と同様 |
| そ の 他 | ・提案団体の役員等は審査に参加しない。 | 平成 26 年度と同様 |

※平成27年2月18日開催 第11回地域協議会にて決定

◆直江津区の採択方針

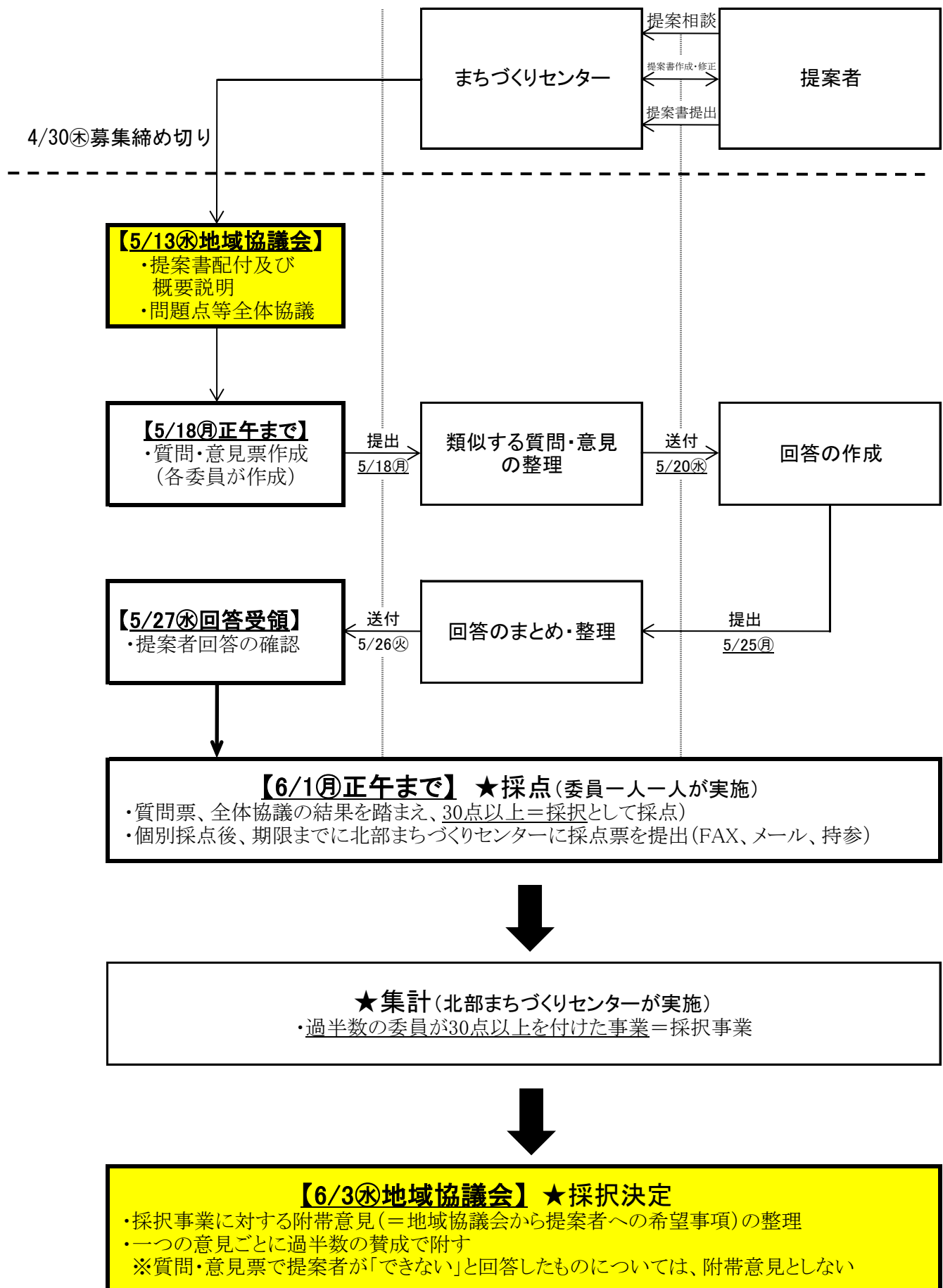
| 直江津区 地域活動支援事業 採択方針 |
|--|
| 直江津区住民の生活環境の向上に資する事業のほか、交通の要衝、結節点である直江津区の活性化につながる事業、歴史と文化あふれる直江津区の観光資源を活かす事業とし、事業実施による効果が期待できる事業でソフト事業を優先的に採択する。 |
| 優先的に採択する事業の分野 |
| <input type="radio"/> 地域振興に資する事業 (例) まちの活性化、各種団体との連携、文化・歴史・観光資源の活用、港や海を活かした事業等 |
| <input type="radio"/> 生活環境の向上に資する事業 (例) 不法投棄対策、美化活動、循環バスの運行等 |
| <input type="radio"/> 人にやさしいまちづくりに資する事業 (例) 歩いて暮らせるまち、住民交流の場の充実、健康増進運動等 |
| <input type="radio"/> 住民の生涯学習に関する事業 (例) 講演会、講習会、各種講座等 |
| <input type="radio"/> 安全安心なまちづくりに資する事業 (例) 防災・防犯対策、住民の見守り、通学路の安全確保等 |
| <input type="radio"/> 教育文化に資する事業 (例) 教育環境の充実、子育て支援等 |
| <input type="radio"/> その他 上記に属さないが、直江津区の住みよさにつながる事業で、地域活動資金の目的に沿った事業 |

◆基本審査・共通審査基準(全区共通、平成 27 年度において変更なし)

- ・基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。
- ・共通審査基準は、審査において考慮すべき項目と具体的な視点。

| 審査項目 | 審査の視点 |
|---------|--|
| ① 公 益 性 | ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。 |
| ② 必 要 性 | ・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。 |
| ③ 実 現 性 | ・目標(達成すべきこと)や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。 |
| ④ 参 加 性 | ・提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか。 |
| ⑤ 発 展 性 | ・新たな取組の視点はあるか。 ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 ・助成事業等の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。 |

平成27年度地域活動支援事業 審査スケジュール(案)



私たちの地域をもっとよくなる 「まちづくり活動」の提案を募集します!!

- ★ 市では身近な地域自治を推進するため、地域活動支援事業を実施しています。
- ★ 地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動に対して支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。

- ★ 平成27年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮ってご応募ください。



■募集期間

平成27年4月1日(水)から4月30日(木)まで

業務時間外に受付を希望される方は、予めご相談ください。

■実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・ 政治・宗教活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

■支援内容

- ・ 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

《ポイント！》

- ・ 事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送料等）
 - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
 - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
 - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・ 平成 28 年 3 月 31 日までに事業を完了（経費の支払を含む。）するとともに、各総合事務所やまちづくりセンターに実績報告書を提出してください。

■補助金額

《直江津区の予算（配分額）970 万円》

補助率 10/10(100%以内)、上限は、直江津区の予算の範囲内です。

《ポイント！》

- ・ 補助金の額は 1,000 円単位（1,000 円未満の端数は切り捨て）とします。
- ・ 提案事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

■応募方法

- ・ 所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、北部まちづくりセンターに持参してください。（郵送不可）

《ポイント！》

- ・ 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、北部まちづくりセンターへ事前にご相談ください。
- ・ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- ・ 事業提案書、補助金交付申請書等の用紙及び Q & A は、北部まちづくりセンターの窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

■提案事業の審査と決定

- ・直江津区地域協議会の会議で審査を行い、採択等を決定します。
- ・審査では、提出された提案書についての書類審査（次の採択方針、基本審査、共通審査基準に基づき実施されます）のほか、書面での質疑を実施したうえで、委員による個別採点が行われます。

(1)直江津区の採択方針

| <u>直江津区 地域活動支援事業 採択方針</u> | |
|--|--|
| 直江津区住民の生活環境の向上に資する事業のほか、交通の要衝、結節点である直江津区の活性化につながる事業、歴史と文化あふれる直江津区の観光資源を活かす事業とし、事業実施による効果が期待できる事業でソフト事業を優先的に採択する。 | |
| <u>優先的に採択する事業の分野</u> | |
| ○地域振興に資する事業 | (例) まちの活性化、各種団体との連携、文化・歴史・観光資源の活用、港や海を活かした事業 等 |
| ○生活環境の向上に資する事業 | (例) 不法投棄対策、美化活動、循環バスの運行 等 |
| ○人にやさしいまちづくりに資する事業 | (例) 歩いて暮らせるまち、住民交流の場の充実、健康増進運動 等 |
| ○住民の生涯学習に関する事業 | (例) 講演会、講習会、各種講座 等 |
| ○安全安心なまちづくりに資する事業 | (例) 防災・防犯対策、住民の見守り、通学路の安全確保 等 |
| ○教育文化に資する事業 | (例) 教育環境の充実、子育て支援 等 |
| ○その他 | 上記に属さないが、直江津区の住みよさにつながる事業で、地域活動支援事業の目的に沿った事業 |

(2)基本審査・共通審査

- ・基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査は次の審査項目と視点により審査を行います。

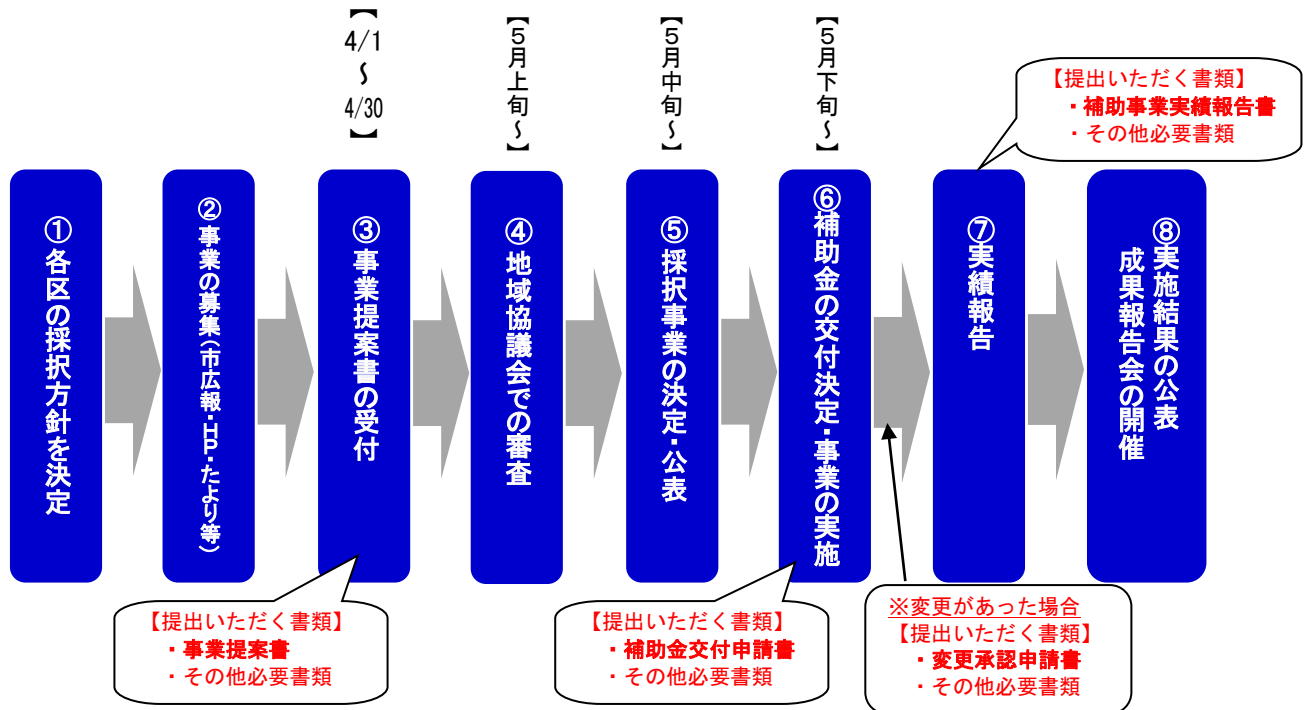
《共通審査の項目と視点》

| 審査項目 | 審査の視点 |
|------|--|
| ①公益性 | <ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。 |
| ②必要性 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。 |
| ③実現性 | <ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。 |
| ④参加性 | <ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか。 |
| ⑤発展性 | <ul style="list-style-type: none"> ・新たな取組の視点はああるか。 ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 ・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。 |

■事業の紹介・公表

- ・ 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・ また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

■フロー図（事業実施の流れ）



まずは、北部まちづくりセンターに電話でご相談ください！

直江津区の担当事務所

北部まちづくりセンター

〒942-0001 中央 1-16-1
(レインボーセンター2階)

TEL 025-531-1337

FAX 025-531-1338

メール hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp

【事業全体のお問い合わせ先】



上越市

自治・市民環境部 自治・地域振興課
TEL 025-526-5111(内線 1429)



申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ & A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください！